

金沢市地域連携空き家等活用補助金交付要綱取扱要領

令和5年3月22日決裁

(通則)

第1条 この要領は、金沢市地域連携空き家等活用補助金交付要綱（平成28年3月24日決裁。以下「要綱」という。）の規定による補助金の交付に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(町会その他の地域団体の範囲)

第2条 要綱第2条第1号に規定する町会その他の地域団体は、次に掲げる団体等（これに準ずるものを含む。）とする。

- (1) 町会又は町会組織
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 放課後児童クラブ
- (4) 公民館
- (5) 自主防災組織
- (6) 消防団
- (7) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定される特定非営利活動法人であって、その主たる活動地域がおおむね空き家等活用協定の対象となる空き家等の存する周辺地域を対象としているもの。
- (8) その他市長が適当であると認める団体

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに要綱の規定に基づき認定を受けた者については、なおその効力を有する。